

公園坂通り周辺地区 まちづくり通信

まちづくり懇談会の

HPはこちらから

令和4年6月9日発行 第2号

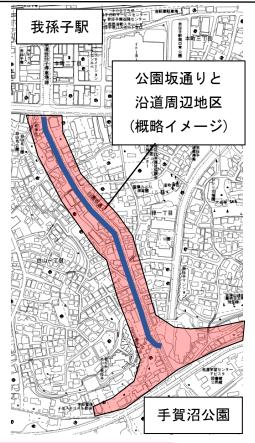
発行:我孫子市役所 都市部 都市計画課 都市計画係

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 電話: 04-7185-1111(内 593) FAX: 04-7185-4329

我孫子市では、市の玄関口である我孫子駅と手賀沼を結ぶ 公園坂通りを、『歩きたくなるみち』をコンセプトとする市 のシンボルロードに位置づけ、整備・誘導を図ることとし ています。

その実現に向けて、沿道の土地所有者や住民の皆さんと 道路の整備や公園坂通り周辺のまちづくりを検討していく ため、「公園坂通り周辺地区まちづくり懇談会」を継続的に 開催しています。

なお、このまちづくりに関するご意見やご質問などは上記 の都市計画課までお寄せください。



⇔第2回公園坂通川周辺地区まちづく川懇談会開催のお知らせ⇔

日 時: 令和4年6月28日(火)19:00~20:30(開場:18:30)

場 所:我孫子市生涯学習センター アビスタ 1階ホール

定 員:65名(要事前申し込み、先着順)

《お申し込み方法》

·6月22日(水)までに、我孫子市都市計画課へ<u>「電話」</u>でお申し込みください。

◎ 04-7185-1111 (内線593・585)

内 容: 〇道路整備について

○意見交換(道路整備について)

○沿道まちづくりについて

○意見交換(まちづくりについて)

※懇談会資料は市のホームページに掲載しています。

・お名前





◇第2回まちづくり懇談会の議題について◇

○道路整備について

公園坂通りが現在抱えている問題点についての意見交換を予定しています。多くのご意見 を頂戴できればと考えていますので、よろしくお願いいたします。

〇沿道まちづくりについて

第1回まちづくり懇談会でご質問をいただきました「沿道まちづくり」とは、例えば、下図のように区域を定めて、区域内の建物の建て方等にルールを設け、ルールに合った新築や建替えにより、目指すまちなみを少しずつ実現していくものです。土地や建物の所有者の理解と協力が不可欠なものであり、ルールを設定することで、より秩序のあるまちなみを形成できるメリットがあります。

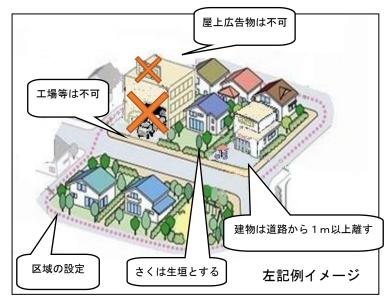
なお、既存の建物等がルールに適合しないとしても、すぐに取り壊したり建替えたりする 必要はありません。

【ルールの例】

●良好なまちなみを維持しシンボルロー ドに相応しい「建物の制限」

【例】パチンコ屋、ガソリンスタンド、 工場などは建築を制限するなど。

●ゆとりや潤いのある空間を創り出すための「建物の壁面の位置の制限」や「かき又はさくの構造の制限」



【例】公園坂通りの道路境界線から1m以上離して建築、さくは生垣を主体とするなど。

●公園坂通りの特性に応じた景観をつくるための「建物の色彩その他の意匠の制限」【例】建物外壁色をグレー系統に統一、屋上の広告物の規制など。

他にも、最低敷地面積や建物高さ等の制限があります。これらのルールは、まちの現状や 目指すまちの姿、実現性を考慮して検討し、制限の種類や程度を決めていきます。

ルールの決定後は、建物の建築時等にルールに適合しているか審査を受ける必要があります。審査の方法には、市が申請を受けて審査する「地区計画」と、地域の方々が申請を受けて審査する「建築協定」の2つの方法があります。

次回の懇談会から、順にルールの各項目の説明と意見交換を行いたいと考えています。